伊勢市公報

第 261 号 平成 28 年 9 月 20 日 火曜日

<u> </u>	_
告 示	頁
日	2 3 4 5
選挙管理委員会告示	6
上下水道事業告示 ○ 流域関連公共下水道の供用開始について ○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	7 8
公告○ 農用地利用集積計画について○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について○ 公示送達	10 11 12
消防本部公告 ○ 指定催しの指定について	13
上下水道事業公告 ○ 公示送達	14

伊勢市告示第 106 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年9月1日

- 1 都市計画の種類及び名称伊勢都市計画下水道流域関連伊勢市公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域 都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 107 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 28 年 9 月 5 日

- 1 招集の日時 平成28年9月12日(月) 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 108 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、 上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定 により告示します。

平成 28 年 9 月 6 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 久保博昭

伊勢市上野町 1198 番地

変更後 久保博義

伊勢市上野町 1637 番地

伊勢市告示第 109 号

平成 28 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について)の一部を次のように変更します。

平成 28 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

55 の項中「黒瀬町 1880 番地」を「黒瀬町 1882 番地」に改める。

伊勢市選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成28年9月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に 関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総 数の50分の1の数

2,179 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定 する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

18,154 人

3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

36,308 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,923 人

伊勢市上下水道事業告示第28号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成28年9月16日から2週間、伊勢市上下水道部下 水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 15 日

- 供用(下水の処理)を開始する年月日
 平成28年10月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する 勢田町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称 位置 伊勢市大湊町 1126 番地名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

伊勢市上下水道事業告示第29号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により、流域関連 伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年 政令第147号)第3条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に 供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第3条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 28 年 9 月 15 日

- 下水道の種類
 流域関連伊勢市公共下水道事業
- 2 変更する事項 縦覧に供する事業計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所 伊勢市上下水道部下水道建設課 伊勢市役所上下水道部窓口 小俣総合支所生活福祉課 御蘭総合支所生活福祉課
- 4 縦覧期間
 - 自 平成28年9月16日(金)
 - 至 平成28年9月29日(木)

5 問い合わせ先

伊勢市上下水道部下水道建設課 電話 0596-42-1530

伊勢市公告第79号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成 28 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第80号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 1 日

伊勢市公告第81号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来 庁の上、受領してください。

平成 28 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号		
省略	省略	省略		
省略	省略	省略		
省略	省略 省略			
省略	省略省略			
省略	省略			

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例(平成17年伊勢市条例第 205 号)第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

平成28年9月12日

伊勢市消防長 坂 口 典 生

- 1 指定催しの会場
 - 高柳商店街周辺~県道鳥羽松阪線(曽袮交差点周辺)~伊勢市駅周辺 (別紙)
- 2 指定催しの名称伊勢まつり
- 3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

三重県商業協同組合 武田 馨

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第3号

公 示 送 達

下記の者の下水道事業受益者負担金賦課対象土地通知書、下水道事業受益者負担金決定通知書及び下水道事業受益者負担金納入通知書は、住所、居所が判明せず送達できないため、地方自治法第231条の3第4項においてその例によることとされる地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

平成28年9月5日

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 公示送達を受けるべき者の住所及び氏名

賦課年度	負担区	通知書番号	受益者名	受益者住所
平成 28 年度	いせ第3負担区	省略	省略	省略
平成 28 年度	いせ第3負担区	省略	省略	省略

2 公示した送達書類は、伊勢市上下水道部料金課下水道負担金係に保管してありますから、来庁の上、受領してください。